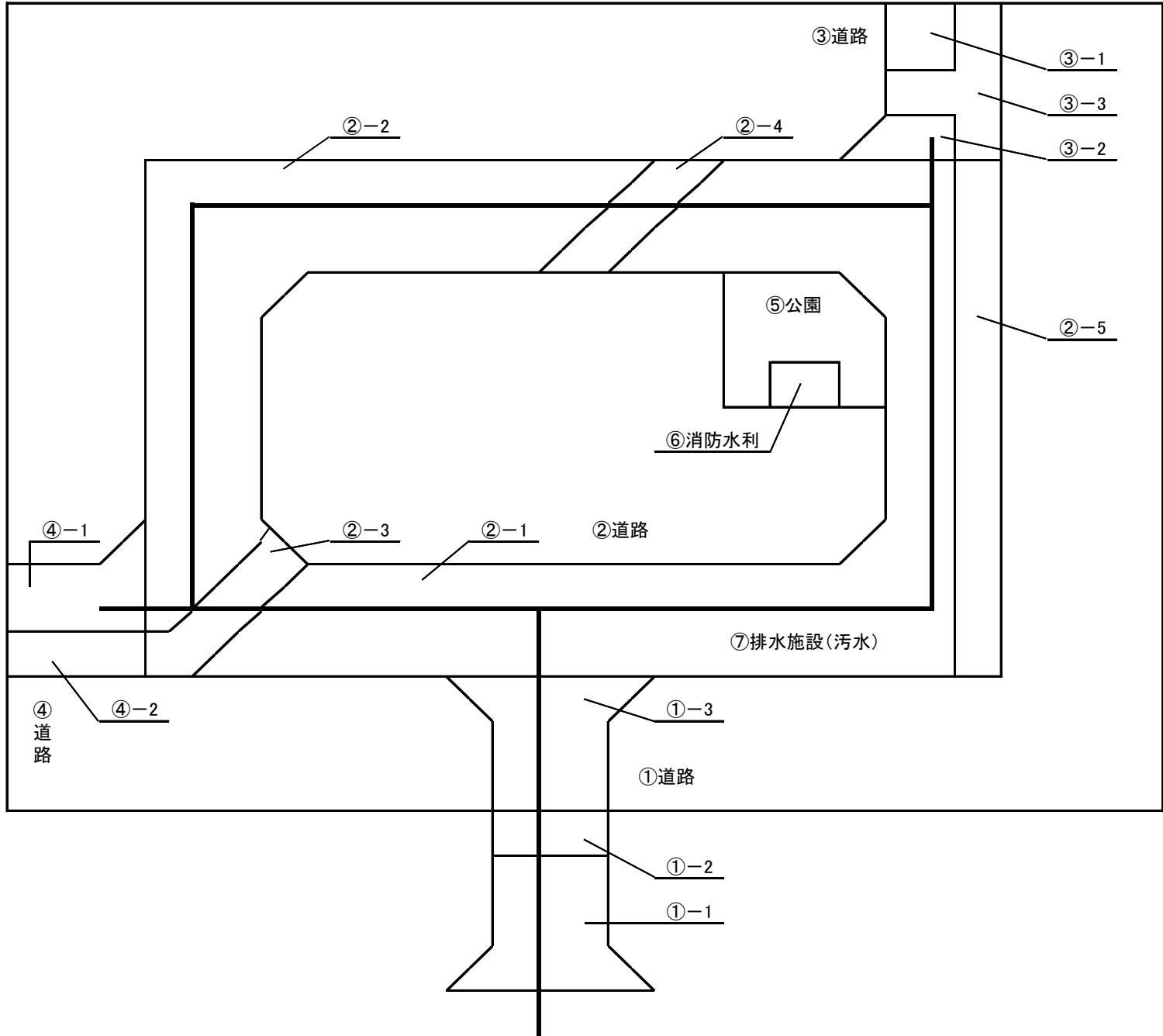


付 録

作成例

公共施設計画平面図



墓地、学校等の通路については
表示しないでください。

公共施設計画表

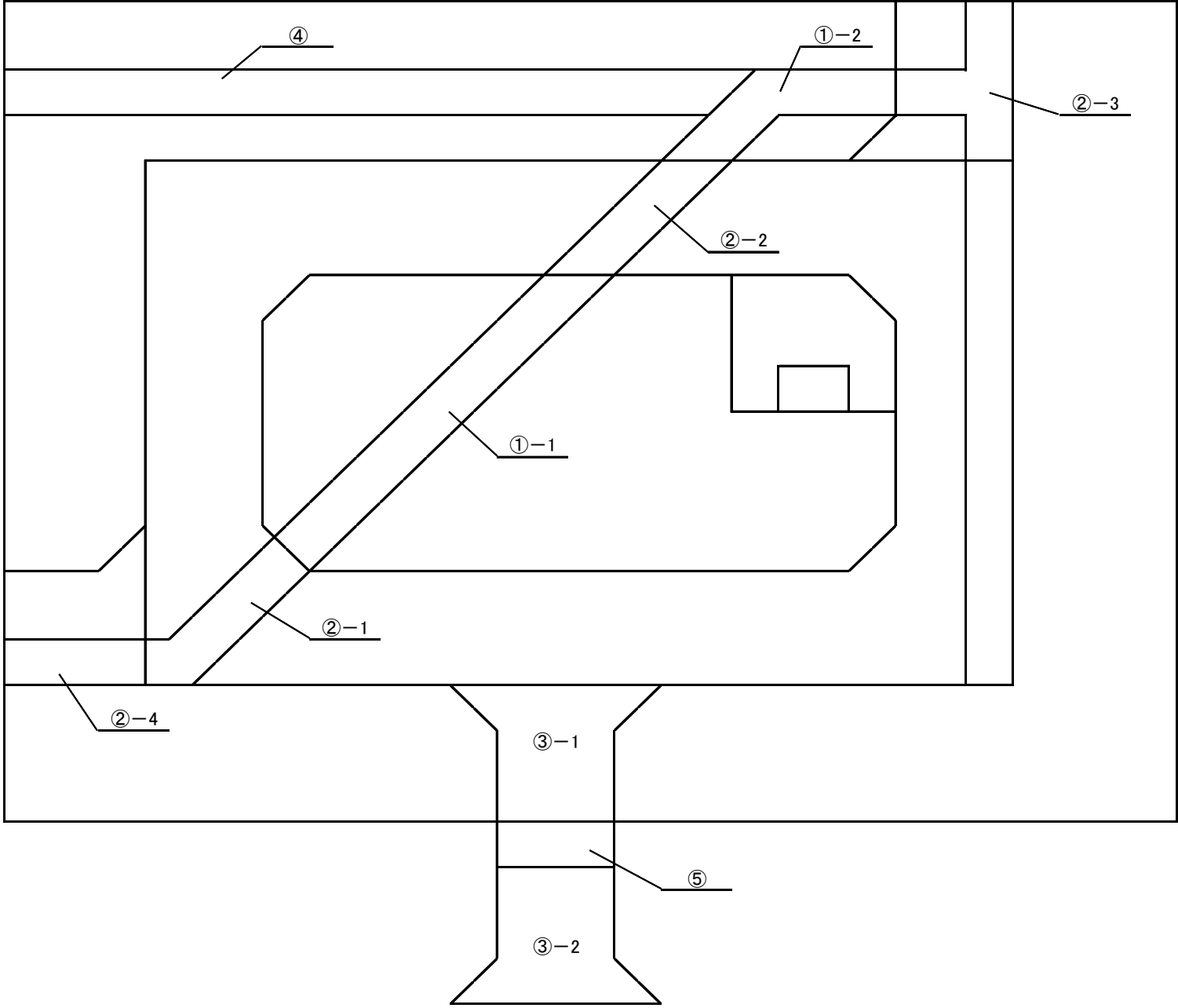
※次ページ参照

公共施設計画表

種類	番号	概要			管理者	用地の帰属	摘要	
		幅(m)員	延(m)長	面(m ²)積				
道路				〇〇.〇〇				
		①		〇〇.〇〇				
	内訳	①-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第1項処理
		①-2	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	水路占用
		①-3	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第1項処理
		②		〇〇.〇〇				
	内訳	②-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第2項処理
		②-2	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第2項処理
		②-3	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	市有存置 整備
		②-4	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	市有存置 整備
		②-5	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	市有存置 整備
		③		〇〇.〇〇				
	内訳	③-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	事業者	事業者	
		③-2	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	事業者	事業者	
		③-3	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	市有存置 整備 事業者管理道路と一体構造のため、表面管理は事業者
		④		〇〇.〇〇				
	内訳	④-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	事業者	事業者	
④-2		〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	市有存置 整備 事業者管理道路と一体構造のため、表面管理は事業者	
公園	⑤			〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第2項処理	
消防水利	⑥	〇〇t級、〇基			八王子市	———	公園内占用	
排水施設(汚水)	⑦	VUφ〇〇〇、L=〇〇.〇〇m			八王子市	———	下水道法第16条	

公共施設に関する新旧対照図

作成例



公共施設に関する新旧対照表

※次ページ参照

公共施設に関する新旧対照表

種類	番号	概要			従前の 土地所有者	従前の 管理者	新たな 管理者	用地の 帰属	処理の内訳	摘要	
		幅(m)員	延(m)長	面(m ²)積							
旧道路敷	①			〇〇.〇〇							
	内訳	①-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	事業者	事業者	都市計画法第40条第1項処理	交換渡地 ①-2と合わせて③と交換
		①-2	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	事業者	事業者	都市計画法第40条第1項処理	交換渡地 ①-1と合わせて③と交換
道路敷	②			〇〇.〇〇							
	内訳	②-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	市有存置	整備
		②-2	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	市有存置	整備
		②-3	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	市有存置	整備
		②-4	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	市有存置	整備
新設道路敷	③			〇〇.〇〇							
	内訳	③-1	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	事業者	事業者	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第1項処理	交換受地 ③-2と合わせて①と交換
		③-2	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	事業者	事業者	八王子市	八王子市	都市計画法第40条第1項処理	交換受地 ③-1と合わせて①と交換
旧水路敷	④	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	事業者	事業者	八王子市公有財産規則による処理	払下げ	
水路敷	⑤	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	〇〇.〇〇	八王子市	八王子市	八王子市	八王子市	市有存置	整備占用	

同意に係る法律の抜粋

都市計画法第 32 条

(公共施設の管理者の同意等)

第三十二条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前 2 項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前 2 項の協議を行うものとする。

都市計画法第 33 条第 1 項第 14 号

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第 4 項及び第 5 項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

14 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。

都市計画法第 45 条

(許可に基づく地位の承継)

第四十五条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

宅地造成等規制法第 8 条

(宅地造成に関する工事の許可)

第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容(同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項本文の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が次条の規定に適合しないと認めるときは、同項本文の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項本文の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

宅地造成等規制法第 9 条

(宅地造成に関する工事の技術的基準)

第 九 条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、政令(その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設(以下「擁壁等」という。)の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第 53 条第 3 項

(許可申請)

第 五十三 条

3 申請者は、当該開発行為が公共施設(都市計画法第四条第十四項に定めるものをいう。)の管理に影響を及ぼすと認められる場合は、第一項の許可申請書に、その公共施設の管理者の同意書を添付しなければならない。

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第 67 条

(地位の承継届)

第 六十七 条 条例第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条第一項の許可を受けた行為の完了前に相続、合併、分割その他の理由により当該許可を受けた者の地位を承継した者は、地位の承継届出書(第二十三号様式)を知事に提出しなければならない。

完了検査手続き要領

本要領は、八王子市宅地開発指導要綱の定めるところにより、公共施設等が協議の内容とおりに履行されているかどうか確認し、適正かつ迅速に完了検査を行うための事務処理手続きおよび検査方法を定めたものです。

なお、八王子市宅地開発指導要綱第3条第1項第1号及び第2号に該当する場合は、下記2)以外は開発審査課の指示に従ってください。

1) 工事完了届兼検査願の提出

- ◆ 工事が完了した場合は、工事完了届兼検査願に添付書類を添えて1部提出してください。

2) 完了検査日の調整

- ◆ 検査の前に、「完了に伴う検査状況調書」にある公共施設等に関係ある**管理者と検査の有無を確認**してください。
- ◆ 公共施設等に関係ある管理者の検査がある場合は、「完了に伴う検査状況調書」に**検査日、検査担当者名を記入**してください。
- ◆ 完了検査日の日程調整は、余裕を持って行ってください。

3) 完了検査内容

- ◆ 書類検査
 - ◇ 協力金の納入状況確認
 - ◇ 公共施設等に関係ある管理者の検査状況の確認
- ◆ 現場検査
 - ◇ 開発区域内および関連する区域の完成状況の確認

4) 工事完了検査済証の交付

- ◆ 工事完了検査済証の交付については、公共施設等に関係ある管理者から完了検査合格の報告を受けた後、所定の手続きをとり交付します。
- ◆ 道路台帳、公園台帳等の施設の移管が必要な場合は、事前に関係所管の確認を受けてください。

この工事完了検査済証の写しが、許可権者の検査済証の交付に必要となります。事業者が許可権者へ提出してください。